

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-law.com

労働・傷病兵・社会問題省

ベトナム社会主義共和国

海外労働管理局

独立-自由-幸福

No.670/QLLDNN-VP

新型コロナウイルスの予防・防止緊急対策の
実施の強化に関するガイダンスの件

ハノイ市、2020年4月3日

契約に基づくベトナム人労働者の海外への送り出し事業を実施する企業 御中

新型コロナウイルスの予防・防止緊急対策の実施の強化に関する 2020年4月3日付労働・傷病兵・社会省大臣の公式文書第 02/CD-LDTBXH 号に従い、海外労働管理局は、契約によりベトナム人労働者を海外に送り出す業務を実施する企業が以下の措置を実施することを要求する。

1. 2020年4月30日まで、労働者の出国の実施を一時的に停止すること。
2. 2020年4月30日まで、労働者の対面での選定、教育、大勢の人が集まるその他の活動を一時的に停止すること。当該活動をオンラインで実施することを推奨する。
3. 企業が、企業により海外に送り出されたベトナム人労働者との情報交換、連絡先を積極的に設定すること、海外において勤務している労働者に対して、滞在国に残り、当該滞在国の新型コロナウイルスの感染拡大の防止に関する滞在国の規定を遵守し、感染地域へ移動しないことを引き続き宣伝、推奨すること、及び関連者と協力し、労働者の管理を強化し、労働者が新型コロナウイルスにより影響された場合、労働者の情報を把握し、労働者の権利を保護すること。

契約によりベトナム人労働者を海外に送り出す業務を実施する企業が上記の措置を厳格に実施することを要求する。

受領先：
上記の通り

海外労働管理局局長代表
副局長

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-law.com

労働・傷病兵・社会問題省大臣（報告のため）

労働・傷病兵・社会問題省副大臣レ・バン・
タイン（報告のため）

ダン・シ・ズン

海外労働センター（実施のため）

海外労働管理局局長（報告のため）

海外労働管理局の指導者（協力のため）

海外におけるベトナム人労働者管理部門

海外労働管理局局に属する機関

海外労働管理局書類保管担当部門